

D 1 - 3 1
5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)
F N . D 1 - 2 - 0
鹿 交 企 第 8 4 号
令 和 5 年 3 月 2 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 企画指導係 TEL XXXXXXXXXX

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等について
(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されたところ、このたび、下記のとおり遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等を定めたことから、所属職員に周知するとともに、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和5年4月1日から施行する。

記

第1 用語の意義

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等における用語の意義は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 遠隔操作者
遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者をいう。
- 2 使用者
遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者をいう。
- 3 遠隔操作場所
遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所をいう。
- 4 通行場所
遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所をいう。
- 5 届出書
法第15条の3第1項の規定により使用者が鹿児島県公安委員会（以下「公安

委員会」という。)に提出する、府令別記様式第1の3の4に規定する遠隔操作型小型車使用届出書をいう。

6 添付書類

届出書に添付される府令第5条の4第3項各号に掲げる書類をいう。

7 報告等の求め

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が報告又は資料の提出を求めることをいう。

8 立入検査

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が警察職員に対し、遠隔操作場所その他の使用者の事務所(以下「事務所」という。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることをいう。

第2 遠隔操作者に対する指示

1 趣旨

法第15条の規定に基づき、警察官は、法第10条第1項若しくは第2項、法第12条、法第13条、法第14条の2又は法第14条の3の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

警察官による通行方法の指示は、警察官の目前において、現に発生している遠隔操作型小型車の通行に係る違反行為を遠隔操作者に是正させることを目的とするものである。

2 指示の方法

(1) 指示の手続

警察官による通行方法の指示は、道路において遠隔操作者を認めることができる場合にあつては、口頭により直接に、道路において遠隔操作者を認めることができない場合にあつては、電話連絡又は遠隔操作型小型車に備えられた装置(音声等により遠隔操作者が遠隔操作型小型車の周囲の状況を認識することができるものをいう。)を通じて、遠隔操作者に対して行うこと。

なお、遠隔操作型小型車を道路において遠隔操作により通行させようとする場合には、使用者は、遠隔操作場所及び連絡先(電話番号)を記載した届出書を提出しなければならないこととされていることから、電話連絡を行う必要がある場合には当該届出書を参照すること。

(2) 意見陳述のための手続

警察官による通行方法の指示は、行政手続法(平成5年法律第88号)第3条第1項第13号に掲げる処分に該当することから、事前に、意見陳述のための手続をとる必要はない。

3 指示を行う場合及びその内容

別表第1「指示を行う場合」の欄に定める場合に該当するときは、同表「指示の内容例」の欄に定める内容を参考として指示を行うこと。

なお、法第14条の3の規定は、法第70条に規定する車両等の運転者に係る安全運転義務に相当して、遠隔操作者に遠隔操作型小型車の安全な通行を求める

ものであり、警察官による通行方法の指示の対象となる他の各条に定める類型的な行為以外の行為も指示の対象とされていることに留意すること。

また、法第15条に係る罰則の構成要件は、警察官による指示に従わないことであることを踏まえ、遵守すべき通行方法を具体的に示すこと。

4 留意事項

警察官が通行方法を指示したか否かにかかわらず、法第15条の2の規定に基づき、遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置をとることができることに留意すること。

第3 使用者に対する指示

1 趣旨

法第15条の6の規定に基づき、公安委員会は、使用者又はその使用する者が、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関して違反行為があった場合において、将来における道路交通の危険と障害を防止するための是正措置を講じさせることを目的とするものである。

違法状態が是正されるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させなければ、道路交通の危険と障害が生じるおそれがある場合もあることから、指示の実効性を担保するための必要最低限の措置として、使用者に対して「措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させること」を指示することができることとされている。

「その使用する者」とは、遠隔操作者、その補助を行う者その他使用者のために行為をする全ての者をいい、当該使用者との間に雇用契約又は労働契約の存在を問わない。

2 指示の方法

(1) 指示の手続

公安委員会による使用者に対する指示は、使用者の氏名、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しとるべき必要な措置、指示の理由その他必要な事項を記載した書面を交付することにより行うこと。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示を行う場合には、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

(2) 意見陳述のための手続等

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを始め、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、必要な措置をとることを指示するものであり、行政手続法上の不利益処分に該当することから、指示をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付することにより、事前に弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。

3 指示を行う場合及びその内容

別表第2に定める場合には、次の点に留意しつつ、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(1) 一般原則

比例原則にのっとり、使用者に過大な負担を課すことなく、指示は、1回の違反行為について1回とすること。

(2) 違反行為に関する分析

届出書類等（報告等の求め又は立入検査を通じて得られた資料を含む。）を踏まえつつ、指示の対象となり得る違反行為について、故意と過失のいずれによるものか、どのような悪質性・危険性があるか、他の違反行為について過去に取締り（行政指導を含む。）を受けている者によるものか、遠隔操作のための装置と遠隔操作のための人員のいずれによるものか、使用者による適切な対策が事前に講じられていれば当該違反行為の発生を防止することができたと評価できるかどうか、指示を通じて将来の道路における危険を防止することができるかなどについて、多角的に分析すること。

(3) 指示の内容

使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示すこととし、指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

例えば、遠隔操作者が、遠隔操作型小型車の操作を誤り、それによって人と接触した場合には、遠隔操作者に対する教育・訓練の充実をはじめとする再発防止策を講ずるよう指示することが想定される。

また、遠隔操作のための装置の不具合により遠隔操作型小型車が信号無視をしたと認められる場合には、当該不具合が修理されるまで通行を停止させるよう指示することが想定される。

4 警察署における手続

(1) 警察署長は、別表第2に記載した事案の発生を認知した場合は、速やかに指示対象事案上申書（別記第1号様式）に指示該当行為を疎明する資料を添えて、交通企画課長を経て公安委員会に指示を上申すること。

(2) 警察署長は、公安委員会から指示書（遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「取扱規則」という。）別記第2号様式）の送付を受けたときは、速やかに当該指示の対象者に

交付すること。

- (3) 警察署長は、指示を行ったときは、その結果を速やかに指示執行報告書（別記第2号様式）により、交通企画課長を経て公安委員会に報告すること。

第4 報告等の求め及び立入検査

1 趣旨

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会は、法第二章の二の規定の施行に必要な限度において、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、遠隔操作型小型車の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

報告等の求め及び立入検査は、違反行為をした使用者に対する指示の要件該当性、公安委員会から使用者になされた指示の遵守状況等を判断するための資料を収集し、遠隔操作型小型車の届出制度の実効性を確保することを目的とするものである。

このほか、使用者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行について適法に届け出ている場合においても、遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する資料をはじめ、届出事項に関して当該使用者に追加資料を提出させることができる。

2 報告等の求め及び立入検査の手続

- (1) 報告等の求め又は資料の提出要求は、報告等要求書（取扱規則別記第1号様式）により、警察署長を経由して行うものとする。

警察署長は、報告又は資料の提出を受けたときは、報告・資料提出結果報告書（別記第3号様式）に提出された資料を添え、交通企画課長を経て公安委員会に報告すること。

- (2) 立入検査を実施する警察職員

立入検査を実施する警察職員は、交通企画課又は警察署の警察官に行わせることとするが、法第15条の5第2項の規定により、立入検査を実施するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならないことから、警察手帳の確実な携帯に留意すること。

3 意見陳述のための手続

報告等の求め及び立入検査は、行政手続法第3条第1項第14号に掲げる処分に該当することから、事前に意見陳述のための手続をとる必要はない。

4 報告等の求めの内容

公安委員会が使用者に対して求める報告又は資料又は警察職員に検査させる帳簿、書類その他の物件として、具体的には、「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する事務処理要領について（通達）」（令和5年3月27日付け鹿交企第30号）第1の3(3)に定める遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する内容（遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）について、当該プログラム及び電子機器の詳細仕様書、設計書等を含み、一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合におけ

る遠隔操作者を事後に特定するための方法について，遠隔操作者の勤務体制表を含む。)，遠隔操作型小型車の遠隔操作及び通信の履歴，遠隔操作型小型車の過去の位置情報，遠隔操作型小型車の車体等が想定される。

別表第1（第2の3関係）

遠隔操作者に対する指示の基準

	指示を行う場合	指示の内容例
1	歩道又は歩行者若しくは遠隔操作型小型車の通行に十分な幅員を有する路側帯（以下この表において「歩道等」という。）と車道の区別がない道路において、やむを得ない理由があるとは認められないにもかかわらず、遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表において同じ。）が道路の右側端以外の場所を通行している場合（法第10条第1項違反）	歩道等と車道の区別がない道路において、道路の右側端に寄って遠隔操作型小型車を通行させること。
2	歩道等と車道の区別がある道路において、法第10条第2項各号に掲げる場合に当たるとは認められないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が車道を通行している場合（法第10条第2項違反）	歩道等と車道の区別がある道路において、遠隔操作型小型車に歩道等を通行させること。
3	横断歩道が付近にあるにもかかわらず、遠隔操作型小型車が横断歩道によらず道路を横断している場合（法第12条第1項違反）	横断歩道によって遠隔操作型小型車に道路を横断させること。
4	交差点において道路標識又は道路標示（以下この表及び次表において「道路標識等」という。）により斜めに道路を横断することができることとされていないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が車両等の直前又は直後で道路を横断しているとき（法第12条第2項違反）。	道路に対し直角又はこれに近い角度で遠隔操作型小型車に道路を横断させること。
5	法第13条第1項ただし書に規定する場合に当たらないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が車両等の直前又は直後で道路を横断しているとき（法第13条第1項違反）。	車両等の直前又は直後で遠隔操作型小型車に道路を横断させないこと。
6	道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分（以下この表において「横断禁止場所」という。）において、遠隔操作型小型車が道路を横断している場合（法第13条第2項違反）	横断禁止場所以外の場所において遠隔操作型小型車に道路を横断させること。
7	歩行者の通行の妨げとなっているにもかかわらず、遠隔操作型小型車が当該歩行者に進路を譲らずに通行しているとき（法第14条の2違反）。 ……一時停止しなければ歩行者の通行の妨げとなるような歩道若しくは路側帯において歩行者と行き違い、又は追い抜く場合に、遠隔操作型小型車が一時停止しないとき。	遠隔操作型小型車を一時停止させること。

	<p>減速しなければ歩行者の通行の妨げとなるような歩道若しくは路側帯において歩行者と行き違い、又は追い抜く場合に、遠隔操作型小型車が減速しないとき。</p> <p>歩行者と行き違うことができない歩道又は路側帯において、遠隔操作型小型車が歩行者に進路を譲らない場合</p> <p>歩道若しくは路側帯又は横断歩道において遠隔操作型小型車を一時停止させて人を乗降させ、又は物を積み卸ろすことにより、歩行者の通行の妨げとなっているにもかかわらず、当該歩行者に進路を譲らない場合</p> <p>遠隔操作型小型車が進路を譲るよう歩行者に対して音又は灯火を発する場合</p>	<p>遠隔操作型小型車を減速させること。</p> <p>歩行者が通行できるよう遠隔操作型小型車を移動させること、又は幅員が広い歩道等の部分その他の場所において歩行者が通過するまで遠隔操作型小型車を一時停止させること。</p> <p>他の交通の妨害とならない場所において人を乗降させ、又は物を積み卸ろすこと。</p> <p>進路を譲るよう歩行者に対して音又は灯火を発しないこと。</p>
8	<p>遠隔操作者が遠隔操作のための装置を十分に操作していない場合又は遠隔操作型小型車が他人に危害を及ぼすおそれのある速度や方法で通行している場合（法第14条の3違反）</p> <p>遠隔操作型小型車を歩行者の側方を通過させるときに、これとの間に安全な間隔を保たず、又は減速しない場合</p> <p>遠隔操作型小型車を左右の見通しがきかない交差点に入らせようとし、又は交差点内で左右の見通しがきかない部分で通行させようとする場合に、当該遠隔操作型小型車を一時停止又は減速しないとき。</p> <p>勾配が急な下り坂を通行させる場合に遠隔操作型小型車が減速しないとき。</p> <p>夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）その他容易に遠隔操作型小型車を視認することができない状況において、灯火をつけずに遠隔操作型</p>	<p>歩行者の側方を通過させるときに、これとの間に安全な間隔を保ち、又は減速すること。</p> <p>遠隔操作型小型車を一時停止させ、又は減速させること。</p> <p>遠隔操作型小型車を減速させること。</p> <p>前照灯、尾灯その他の灯火をつけること。操作をやめ、遠隔操</p>

<p>小型車が通行している場合</p>	<p>作型小型車の通行を他人に認識させることができる環境において通行を再開させること。</p>
<p>乗車人員若しくは積載物が遠隔操作型小型車の前後若しくは左右から大きくはみ出し、又は転落するおそれがある場合</p>	<p>乗車人員の乗車方法若しくは積載物の積載方法を変更し、又はこれらの転落防止措置を講ずること。</p>
<p>遠隔操作者が酒気を帯びている場合その他正常に遠隔操作型小型車を通行させることができないおそれがある状態である場合</p>	<p>操作をやめ、正常に遠隔操作型小型車を通行させることができる他の遠隔操作者と操作を交代すること。</p>
<p>道路を横断しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができずに当該道路において停止しているとき。</p>	<p>遠隔操作型小型車に道路を横断させ、又は道路の横断をやめて引き返させること。</p>
<p>遠隔操作者が他人に危害を及ぼすおそれのある長さの優先ケーブルを用いて遠隔操作型小型車を通行させている場合</p>	<p>交通の状況に応じて安全な長さの有線ケーブルを短縮すること。</p>
<p>遠隔操作型小型車の車体の高さ（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを含む高さをいう。）が500ミリメートルよりも低い場合に、他の交通からの視認性を確保するための措置が講じられることなく当該遠隔操作型小型車が通行しているとき。</p>	<p>前後及び左右から遠隔操作型小型車を視認することができるようにするための措置を講ずること。</p>
<p>非常停止装置の押しボタン付近の周囲に、その操作を妨げる物が置かれた状態で遠隔操作型小型車が通行している場合</p>	<p>非常停止装置の押しボタンを容易に操作できるようにすること。</p>
<p>遠隔操作者が携帯電話用装置その他の無線通話装置を通話のために手で保持して使用し、又は画像表示用装置に表示された画像（遠隔操作に用いるものを除く。この表において同じ。）を注視するなど遠隔操作型小型車をすぐに一時停止又は減速することができない状態で当該遠隔操作型小型車</p>	<p>携帯電話用装置その他の無線通話装置の通話を終了し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</p>

<p>を通行させている場合</p> <p>遠隔操作者がイヤホン等を使用して音楽を聞くなど遠隔操作型小型車の安全な通行に必要な音又は声が聞こえないような状態である場合</p>	<p>遠隔操作型小型車の安全な通行に必要な音又は声を聞くことができるようにすること。</p>
<p>積雪又は凍結により明らかに滑ると認められる状態にある道路において、滑り止め措置の講じられていない遠隔操作型小型車が通行している場合</p>	<p>遠隔操作型小型車に滑り止め措置を講ずること。</p> <p>操作をやめ、遠隔操作型小型車を安全に通行させることができる環境において通行を再開させること。</p>

別表第2（第3の3関係）

使用者に対する指示の基準

	指示を行う場合
1	遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表の9，11及び12の項を除いて同じ。）が，法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかった場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）
2	遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官等の手信号その他の信号に従わなかった場合（法第7条違反）
3	遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）
4	道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては，当該道路をいう。）に三以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し，若しくは踏切を通過しようとする場合において，遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず若しくは当該踏切を通過することができず，又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができず当該道路若しくは当該踏切において停止するなど，当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じたとき（法第14条の3違反）。
5	遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど，当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし，又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）
6	遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されていない場合（法第14条の4違反）
7	遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかった場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の利用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）
8	届け出ている通行場所以外の場所において，遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合（法第15条の3第1項違反）
9	府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は

	一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかった場合（法第15条の3第1項違反）
10	法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合（法第15条の4違反）
11	交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路に置いた場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第76条第3項違反）
12	場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出した場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第77条第1項第3号違反）
13	1から12までに掲げる場合のほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合

第1号様式（第3の4(1)関係）

第 号 年 月 日	
指 示 対 象 事 案 上 申 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長	
下記の事案は、道路交通法第15条の6の規定による指示に該当すると認められるので上申する。	
許 可 証 番 号	
指示対象者の 氏名又は名称	
住 所	
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

第2号様式（第3の4(3)関係）

第 号 年 月 日	
指 示 執 行 報 告 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長	
指 示 の 日 時	
指 示 の 場 所	
指 示 対 象 者 の 氏 名 又 は 名 称	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 ， 氏 名	
備 考 （処分執行の際 の特異動向等）	

第3号様式（第4の2(1)関係）

第 号
年 月 日

報告・資料提出結果報告書

鹿児島県公安委員会 殿

警察署長

年 月 日付け鹿公委交企第 号による報告又は資料提出の結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

報告等の要求を受けた者の氏名又は名称	
報告事項	
提出資料	